

試験会場持込み不可

試験会場持込み不可

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

建築基準法施行規則（抄）

（昭和25年建設省令第40号）

令和3年1月1日施行の改正規定

建築設備関係法令集

令和3年版〔追加改正規定〕

この追加改正規定は、令和3年1月25日までに公布された法令等のうち、令和3年4月1日までに施行されたものについて掲載しています。

なお、本追加改正規定は試験会場への持ち込みはできませんのでご注意ください。

井上書院

改正 令和2年国土交通省令第98号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（ の部分：㊦）の一部を改正する省令）（令和3年1月1日から施行）

（確認申請書の様式）

第1条の3（略）

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)(ア)(セ)㊦

イ、ロ（略）

二～四（略）

表1～5（略）

2、3（略）

4（略）

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)(ア)(セ)㊦

イ～ハ（略）

二～四（略）

表1、2（略）

5～11（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第2条の2（略）

一 別記第8号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)㊦

イ、ロ（略）

二（略）

2～6（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第3条（略）

- 一 別記第10号様式（令第138条第2項第一号に掲げるもの（以下「観光用エレベーター等」という。）にあつては、別記第8号様式（昇降機用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。））（ラ）③④

イ、ロ（略）

二（略）

表1～3（略）

2～8（略）

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

（台帳の記載事項等）

第6条の3（略）

一（略）

- イ 別記第3号様式による建築計画概要書（第3面を除く。）、別記第36号の3様式による定期調査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第11条の3第1項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第67号の4様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項（ラ）③④

ロ（略）

二～四（略）

2～6（略）

消防法施行規則（抄）

（昭和36年自治省令第6号）

令和2年12月25日施行の改正規定

改正 令和2年総務省令第123号（消防法施行規則の一部を改正する省令）

（___の部分）

（令和2年12月25日から施行）

（防火対象物の点検及び報告）

第4条の2の4 法第8条の2の2第1項の規定による点検は、1年に1回行うものとする。ただし、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第一号に規定するものをいう。第31条の6第4項において同じ。）その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第8条の2の2第1項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。

2、3（略）

4（略）

一（略）

二 第31条の6第7項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について3年以上の実務の経験を有する者

三～五（略）

5（略）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第31条の6（略）

2、3（略）

4 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第17条の3の3の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。

5 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

6 法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

7 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備

試験会場持込み不可

消防法施行規則（抄）

〔令和2年12月25日施行の改正規定〕

等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一～十（略）

8 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一～六（略）